

任期付職員募集要領

農林水産省では、以下の専門分野における業務に精通した職員を下記により募集します。

記

1 募集内容

1. 募集職種及び採用形態

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づき、常勤の任期付き国家公務員（政策研究調査官）として採用します。

任期は3年となります（任期更新の可能性あり）。

2. 採用予定人数

1名

3. 職務内容

(1) ロシア関係業務

1) 農業・農政関係情報の収集・分析

- ・ロシアの農業や農産物貿易に係る統計情報の収集・分析
- ・ロシアの農業や農産物貿易に係る報道や政府公表資料の収集・分析
- ・これに関連したロシアの政治・経済に関する情報の収集・分析
- ・ロシアの農業政策や農産物貿易政策に係る制度内容の詳細な把握

2) 成果の発信、行政部局との協力等

- ・成果を研究所のレポート、所内外の各種媒体の記事等の形で発信する。
- ・成果やその途上で得られた情報を省内関係部局に提供し、意見交換を行うこと等を通じて政策推進に寄与する。

(2) ウクライナ等関係業務

ウクライナ（更にはその他の旧ソ連諸国）についても、ある程度ロシアに準じて対応できることが望ましい。

4. 勤務場所

農林水産省農林水産政策研究所

5. 採用年月日

令和4年10月1日（採用日は相談可）

2 応募資格

(1) 語学・資質

次の（ア）～（ウ）は必須。更に（エ）があることが望ましい。

（ア）ロシア語に堪能であること。

- ・主に必要となるのは読解能力（文字情報の収集・分析）であり、報道、政府文

書、法令等を読みこなす能力が不可欠。作文もメールのやりとり等が行える程度の能力が望まれる。

- ・ウクライナ語についてもある程度知見があるとなおよい。
- (イ) ロシアやウクライナの政治・経済に関する一般的な知識を有すること。
- (ウ) 日本語による報告資料、記事等を対象に応じた的確に作成できる能力。
- (エ) 農業・食料分野の知見を有すること。

(2) 経験

民間企業、政府関係機関、大学、研究機関等において、ロシア、ウクライナ等との取引、交渉、調査、研究等の業務に4年（国際機関等における場合は3年）以上従事した経験を有していること。

なお、以下のいずれかに該当する方は、今回の募集に応募できませんのでご了承ください。

- (ア) 日本国籍を有しない者
- (イ) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・国家公務員法に基づく懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (ウ) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 提出書類及び申込手続

【提出書類】

- (1) 履歴書（顔写真を添付） 1通
（ホームページから所定の履歴書をダウンロードし、必要事項を記載してください。）
- (2) 職務経歴書 1通
（ホームページから所定の職務経歴書（職務経歴書）をダウンロードし、必要事項を記載してください。）
- (3) 経験・知識等の自己PR 1通
（ホームページから所定の経験・知識等の自己PR（経験・知識等の自己PR）をダウンロードし、必要事項を記載してください。）

【申込手続】

- (1) 応募締切（郵送又はメール）
 - 〔郵送の場合〕
令和4年7月29日（金曜日）必着
 - 〔メールの場合〕
令和4年7月29日（金曜日）17時00分受信分まで有効
- (2) 提出先（郵送又はメール）
 - 〔郵送の場合〕
〒100-0013
東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

農林水産政策研究所庶務課人事厚生係
〔メールの場合〕

seisakuken_syomuka@maff.go.jp

件名は「任期付職員への応募について」としてください。

4 選考方法

(1) 一次選考

書類選考

(2) 二次選考

一次選考合格者に対してのみ面接審査

(実施日時は、8月下旬頃とし、一次選考合格者に直接お知らせいたします。)

5 給与等

給与・手当は職歴等に応じて、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」に基づき決定し、支給します。

6 その他

応募の秘密については厳守いたします。また、応募書類は返却いたしませんので、ご了承ください。